港区災害廃棄物処理基本方針(素案)に寄せられた区民意見に対する区の考え方

1 意見数

	件数
(1)区民意見募集(郵便、インターネット等)により寄せられた意見 募集期間:令和4年2月1日~令和4年3月2日 人 数:3人(うち郵便0人、インターネット3人、FAXO人、持参0人)	3件
(2)3R推進行動会議(書面開催)での参加者意見	2 件
計	5件

2 意見への対応状況

	対応状況	区民意見募集	3R 推進 行動会議	件数
1	意見を反映し、計画素案を修正したもの	0件	0件	0件
2	計画素案の記載の中で趣旨を反映しているもの	2件	2件	4件
3	計画素案では記述していないが、既存事業等で対応しているもの	0件	0件	0件
4	意見の内容が対応できないもの	0件	0件	0件
5	区政に対する要望等として受けたもの	1件	0件	1件
	計	3件	2 件	5件

区民意見募集(郵送、インターネット等)により寄せられた意見に対する区の考え方

No	主な該当分野	区民意見	区分	区の考え方	対応 状況
1	第7年 7.1 第7年 7.1 第7年 7.1 第1年 2.1 第1年 2	基本的な流れがわかりやすくて、良かったです。 災害発生時には混乱することが多いと思いますので、行政だけでなく、区民も事前準備をしっかりとするべきだと思いました。 例えば、区の特性として、高層マンションに住んでいる人が多いですが、事前に災害発生時にゴミを出す場所やゴミ出しの優先順位は定期的にマンションの管理会社から周知した方がいいと思いました。周知されていれば、ある程度の初期の混乱は防げると思います。 また、仮置場や仮設トイレの場所も事前にわかっていると、区民として安心できます。場所の確保は難しい問題ですが、区全体の問題として、みんなが協力していければ、良いと思いました。	インターネット	平時より区民に対して広く周知・広報を行ってまいります。また、ご意見のとおり、マンション等の管理会社を通じた周知・広報も効果的であることから、「港区災害廃棄物処理マニュアル」において、内容や手段を含め詳細を検討してまいります。(本編P.142に記載) 仮置場をはじめ、様々な用途で活用が想定される区内の空地に関しては、事前に災害時の用途を固定しまうことで確保は、事前に災害時のとの支障にし、その安全を確保するための臨機応変な対応への支障につすが、関係する所管課と密に連携・調整してまいります。(本編P.92に記載)仮設トイレは、災害発生時における上水道・下水道の被害・復旧状況、避難所・福祉避難所等の開設状況なども勘案してまいります。となるため、事前の周知は難しいですが、災害発生時に速やかに情報発信できるよう関係する所管課と密に連携・調整してまいります。(本編P.72に記載)	(0)
2	第6章 片付け ごみ・撤去ごみ 等の処理 6.4 仮置場	「P102 (3) 仮置場 平時の対策」に関して意見いたします。 各仮置場の候補地は速やかな災害廃棄物処理を実現するため、みなとリサイクル清掃事務所(作業連絡所含む)の近く (直線距離200m以内)が最適ではないかと意見いたします。	インターネット	発災後、円滑に災害廃棄物の排出や収集ができる仮置場の設置をしてまいります。除去された道路上障害物等の一時的な置場である応急仮置場や区立公園等を利用した区民に身近な場所に設置する、住民が片付けごみ等を直接持ち込むための地区仮置場を確保します。 また、これら仮置場から収集した災害廃棄物を処理施設等まで搬出するまでの間、保管するため、広さや道路状況を勘案した一次仮置場を設置し、速やかな災害廃棄物処理を実施してまいります。(本編P.92に記載)	2
3	_	粗大ゴミの廃棄にあたって未だ紙の金券を利用しているが、 キャッシュレスの推進はできないか。 一部自治体ではキャッシュレス決済が始まっており、当区で も検討をして頂きたい。	インター ネット	現在、区民に購入いただいている粗大ごみ処理券は、「廃棄物処理手数料」の徴収方法として東京23区が共同で運用しています。 区は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、ICTを活用した行政手続の見直しに取り組んでおります。みなとリサイクル清掃事務所では、他自治体で粗大ごみの処理手数料のキャッシュレス決済が開始されていることを鑑み、今後東京23区の清掃事業主管課内の検討や、東京23区をはじめ他自治体の動向や手法に注視しながら、区民の利便性向上を図ってまいります。	(5)

No	主な該当分野	区民意見	区分	区の考え方	
4	第2章 組織体 制・情報共有 2.2 関係主体と の協力・連携 第7章 平時の 取組7.1 教育訓 練・周知啓発	素案については大変良く出来ていると思います。 現実に大災害が起こった時、考えている案通り人が動けるか 心配です。携わる人々に情報等、知らせることが大切だと思 います。	郵送	災害発生時に本計画が有効に機能するよう、関係行政機関、 事業者等の関係者に計画を周知するとともに、協力・連携体制 を構築し、職員教育も図っていきます。(本編P.37、P.142に 記載)	2
5	第6章 片付け ごみ・撤去ごみ 等の処理 6.7 損壊家屋等の撤 去	平時は解体家屋をシートで被い、作業する人も対応する衣服 (マスクなど) で仕事をするが、災害時、住人に確認ができない場合、どうしているのか不安。 (我が家もそうですが、住んでいる時は支障なくても解体時は厳重な注意が必要) 古い家屋に住んでいる人に認意の申告をしてもらっておいたらよいのでは、と思います。	郵送	発災後、撤去・解体の実施に当たっては、建物所有者の立会を原則としており、解体作業に当たっては、災害時においても安全面に配慮して家屋等の解体を行います。また、申請様式(申請書・同意書等)も準備予定ですので、対象建物の留意点等を記載できる欄を設けるなど、注意事項・伝達事項を記載できるよう、配慮するものとします。 事前の申告は、個別の災害で規模や被災状況などが異なることや所有者変更等もあることから難しいですが、倒壊の危険のある建物の優先撤去に当たっては、住人の意思確認ができない場合などは区が判断を行います。(本編P.111、P.112に記載)	2